



第5章 障がい者施策の展開

第5章 障がい者施策の展開

施策・1 日々の暮らしの基盤の充実

1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 意思決定支援の推進	
1) 意思決定支援の推進 ◆自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。	社会福祉課
(2) 相談支援体制の構築	
1) 相談支援事業の推進 ◆市と相談支援事業の委託先と連携し、相談の質の向上を図るほか、専門的な立場で相談・支援を行える専門員の安定的な確保に努めます。 ◆障がい者や家族の経験等に基づいた相談、支援を行えるよう、ピアカウンセリングの人材育成を進め、カウンセリングの充実を図ります。 ◆障がい者等の相談に基づき、適切な支援が行えるよう、関連機関との連携を強化します。 ◆相談支援体制の充実のため、委託相談支援事業を拡充するとともに、基幹相談支援センターの設置による機能強化に努めます。 ◆住宅入居等の支援を推進するため、不動産関連事業所等との情報交換の場を設けるようにしていきます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 適切なサービス等利用計画作成の促進 ◆障がい者個々の状況やサービス利用の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成を行い、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取り組みを行います。	社会福祉課
3) 各種相談員の確保・充実 ◆地域の身近な相談者となる身体・知的の障がい者相談員、民生委員・児童委員、母子保健推進員等の確保を図るとともに、適切な相談、支援が行われるよう、研修機会の確保に努めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 健康推進課

(3) 地域移行支援	
1) 地域移行支援、地域定着支援の充実と利用促進 ◆障がい者の地域移行を推進するため、事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の充実、利用促進を図ります。	社会福祉課
2) グループホームの推進 ◆障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、提供量の確保を図ります。	社会福祉課
3) 居住サポート事業の充実と周知 ◆保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続して実施します。 ◆本事業について、アパート管理者、不動産業者に障がい者への周知広報・説明会を開催するなど、障がい者の地域移行、居住サポートについて理解の促進を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備 ◆精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。 このため、相談等を通じてつなぎ役となる基幹型相談支援センターの設置に努めるとともに、市の自立支援協議会の「居住・地域移行部会」を活用した関係機関や団体等による協議の場を設けながら、精神障がい者の地域への移行促進を図ります。 また、関係機関が連携し合い、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
(4) 障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実	
1) 障害児通所支援等のサービス提供の充実 ◆児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や平成30年度より新しく導入される居宅訪問型児童発達支援などの障害児通所支援について、事業所との連携により、量的、質的充実を図ります。	社会福祉課
2) 医療的ケアを必要とする障がい児への支援 ◆医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携強化による対応を進めます。このため、自立支援協議会の子ども・療育支援部会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として活用します。	社会福祉課 健康推進課
3) 重度の障がい児のサービス利用事業所確保 ◆在宅で生活する重症心身障がい児について、新たに創設された居宅訪問型児童発達支援やその他放課後等デイサービスにおける受け入れ可能事業所の確保に努めます。	社会福祉課

4) 児童発達支援センターの設置推進 ◆障がい児の発達支援について専門的な指導をしたり、集団生活の適応訓練、発達相談等を行う児童発達支援センターの設置を推進します。	社会福祉課
5) 特別支援保育の充実 ◆特別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と資質向上に努めます。 ◆特別支援保育を担当する職員の確保とともに専門性向上のための研修の実施により、障がい児等の受け入れ態勢の充実を図ります。	保育こども園課
6) 放課後児童対策の充実 ◆学童クラブにおける障がい児の受け入れへの支援を引き続き行い、障がい児の居場所の確保に努めます。 ◆障がい児への適切な対応を図るため、研修等による指導者の養成・資質の向上に努めます。	こども未来課
7) 親子通園事業の充実 ◆親子通園事業の拡充を図ります。 ◆親子通園を終了した親同士によるサークル活動の立ち上げを支援し、障がい児を持つ親の集いの場づくりを進めます。	こども未来課
8) 発達障がい支援体制の整備・充実 ◆発達障がいを早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ（年齢）や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを整備します。 ◆関連する各課の連携を図るため、連絡会を開催し、情報の共有、今後の取り組みの検討等を行います。	社会福祉課、健康推進課、学校教育課、保育こども園課、こども未来課
9) 巡回相談の充実 ◆市内の幼児期の教育・保育施設等に通う乳幼児への巡回相談について、今後も継続するとともに、充実を図ります。	社会福祉課、学校教育課、保育こども園課、こども未来課
(5) 自立支援給付サービスの確保、質の向上	
1) 訪問系サービスの確保 ◆訪問系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。	社会福祉課
2) 日中活動系サービスの確保 ◆生活介護、自立訓練、就労移行支援等といった、日中活動系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。	社会福祉課
3) 居住系サービスの確保等 ◆共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援といった居住系サービスについて、提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。 ◆相談支援事業所と連携し、保証人等が確保できない障がい者に対する居住サポート事業を行い、一般住宅への入居支援の充実を図ります。 ◆地域自立支援協議会における居住部会での協議と実践を図り、地域定着のサポート体制の構築に努めます。	社会福祉課

4) 医療的ケアを含む支援の充実 ◆常時介護を必要とする障がい者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援が受けられる環境の整備促進を行うとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の確保に努めます。	社会福祉課
5) サービス等利用計画の適正な作成 ◆利用者のニーズに合ったサービスを提供するため、「サービス等利用計画」の適正な作成に向けた体制を強化します。	社会福祉課
6) 補装具の普及 ◆補装具の支給決定について、専門的な知識を有する人材を確保し、より適切な利用が行われる体制づくりを図ります。	社会福祉課
(6) 地域生活支援事業の充実	
1) 日常生活用具給付等事業の普及 ◆より適切な利用が行われるよう、支給決定に関し、適正な判断ができる体制づくりを図ります。 ◆対象となる支援用具の定期的な見直しを検討します。	社会福祉課
2) 移動支援事業等の充実 ◆障がい者等の外出が円滑に行われるよう、ガイドヘルパーの派遣を進めます。 ◆身体・知的障がい者(児)の外出時の個別的支援では、対象外の通勤・通学の要望が増えており、対応について検討します。	社会福祉課
3) 地域活動支援センターの推進 ◆地域活動支援センターのPRを積極的に行い、利用者の拡大に努めます。 ◆地域自立支援協議会等と連携し、利用者の現状とニーズを再確認し、より適切な支援ができるように努めます。 ◆障害者地域活動支援センターの建物老朽化について、施設管理のあり方を含めた対応を検討します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
4) 生活支援事業の充実(本人活動支援事業) ◆障がい者やその家族の交流機会の拡充を図るため、交流できる場の確保に努めます。 ◆福祉機器リサイクル事業については、事業の周知を図り、利用促進に努めるとともに、事業が円滑に行えるよう、各種福祉機器の寄贈を呼びかけます。また、返却期間の周知など適正な利用を呼びかけます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
5) 社会参加促進事業の推進 ◆視覚障がい者等への音訳サービスについて、利用者への周知活動を進めるとともに、音訳ボランティアの募集を呼びかけます。(声の広報発行事業)	社会福祉課 (社会福祉協議会)
6) 日中一時支援事業の推進 ◆一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)の日中の活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図るため、本事業を推進します。 ◆事業の周知により、利用促進を図ります。	社会福祉課

(7) 在宅支援サービスの推進	
1) 緊急通報システム事業の実施 ◆一人暮らしの障がい者が緊急事態に陥ったときの支援を図るため、緊急通報システム事業を実施するとともに、事業の周知、利用拡大を図ります。	社会福祉課
2) 難病患者に対する支援 ◆在宅療養している難病患者に対し、短期入所、日常生活用具給付事業、居宅介護サービス等の提供を今後も行います。	社会福祉課
3) 救急医療情報キットの普及推進 ◆万一の緊急時に本人等が病状を説明できない場合に備え、本人のかかりつけの病院や病名等の医療情報、飲み薬などを含めた個人情報を自宅の冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」の普及を進めます。	介護長寿課 社会福祉課
(8) 障害福祉を支える人材の確保	
1) 専門職の確保 ◆保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等や手話通訳士等の専門職の確保や継続的配置や、研修への参加等による資質向上を図ります。	社会福祉課
2) 障害福祉サービス等に従事する人材の確保、育成支援 ◆障害福祉サービスに従事する人材の確保や育成を推進するため、研修機会の確保や育成に関連する情報提供、他市町村との連携した人材確保方策の検討を行います。	社会福祉課

2. 情報バリアフリーの向上と意思疎通支援の充実

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 情報バリアフリーの向上	
1) 障がい者に配慮した情報提供の充実 ◆障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、情報通信機器の活用(電子メール等)声の広報、FMたまん等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。 障がい者や障害施策に関する情報提供や緊急時における情報提供等を行う際には、障がい者に配慮した、わかりやすい情報の提供に努めます。	社会福祉課
(2) 情報提供の充実	
1) 福祉のしおり等の発行 ◆広報いとまんや「障害福祉のしおり」等を通じて障がい者の関連情報を提供します。 ◆視覚障がい者等への情報提供の充実を図るため、声の広報等の利用を促進します。	社会福祉課
2) ホームページ等を通じたの情報提供 ◆市社会福祉課等のホームページによる情報提供を進めるため、内容の充実、定期的な更新に努めます。 ◆各種福祉サービスや制度及び相談支援事業について、FMたまん等を活用して情報発信を進めていきます。	社会福祉課
(3) 意思疎通支援の充実	
1) コミュニケーション支援の充実 ◆聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある市民が、円滑に意思疎通が行えるよう、市役所内への手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記奉仕員等の派遣を行います。 ◆通訳者のスキルアップを図る研修の実施を検討します。	社会福祉課
(4) 行政情報のバリアフリー向上	
1) ホームページ等の利用しやすさへの配慮 ◆市のホームページ等による行政情報の電子的提供において、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブバリアフリー等の向上を図ります。	社会福祉課 秘書広報課
2) 災害発生時の障がい者への情報伝達の強化 ◆災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 総務課

3. 保健・医療の推進

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 障害の早期発見・早期支援	
1) 新生児・乳幼児の健康づくりの支援充実 ◆乳幼児健診を実施していくとともに、健診の間診や保健相談の中で、発達についての相談を行います。また、健診事後教室を開催し、子どもの発達特性や特徴について保護者と共有しながら支援していきます。 ◆スキル向上のため、母子保健推進員や保健師の研修会等への参加を促進します。	健康推進課
2) 生活習慣病などの予防対策の充実 ◆生活習慣病などによる障がいの発生を予防するため、特定健診・特定保健指導の充実及び受診率の向上のため取り組みを行います。 ◆40 歳未満の若年世代の受診率向上を図るため、健診と健康管理の重要性の周知、受診勧奨を呼びかけていきます。 ◆生活習慣病の予防と障がいの発生予防との関連性等について周知、啓発を行います。 ◆各自治会に保健推進員が1名以上配置できるよう、広報活動を行うとともに、自治連絡員との連携強化を図ります。	健康推進課 国民健康保険課
(2) 障がい者の健康保持・増進	
1) 歯科診療の充実促進 ◆障がい者が適切な歯の健康管理が行えるよう、障がい者の歯科診療に関する情報について、社会福祉課ホームページに情報を掲載するほか、市内福祉サービス提供事業所への情報提供も検討します。	社会福祉課
(3) 精神保健対策の充実	
1) 精神保健相談、訪問指導の充実 ◆精神保健相談や訪問指導について精神科病院や保健所との連携強化、相談員の資質向上等により、きめ細かく対応できるように充実を図ります。	社会福祉課 健康推進課
2) 精神保健に関する啓発活動の推進 ◆専門機関と連携しながら、市民講座の開催等による精神疾患の理解や対応の周知等に取り組みます。	社会福祉課 健康推進課
3) ピアサポート・ピアサポーターの充実 ◆精神障がい者に対する当事者による相談活動等を推進するため、ピアサポート・ピアサポーターへの取り組みの充実を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 健康推進課
4) 心の健康を保持するための取り組みの充実 ◆心の健康相談や、うつ等の精神疾患の予防に関する講演会を実施するなど、市民の心の健康づくりに関する取り組みを行うように進めます。	社会福祉課 健康推進課

5) 精神障がい者の地域移行、定着支援の推進 ◆退院可能な精神障がい者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方にに基づきながら、精神障がい者の退院後の支援に係る取り組みを推進します。	社会福祉課 健康推進課
6) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備 ◆精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。 このため、基幹型相談支援センターがつなぎ役となり、市の自立支援協議会及び関係機関が連携し合い、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化(組織の強化)を進めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 健康推進課
(4) 難病患者等への支援	
1) 難病患者への支援の充実 ◆難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携による対応を行います。 ◆難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な対応やサービス提供を実施するように努めます。	社会福祉課 健康推進課



施策・2 学び、働き、憩う環境の充実

1. 教育の振興

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 特別支援教育の充実	
1) インクルーシブ教育システムの構築・推進 ◆障がいのある子どもを含む全ての子どもがともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図ります。	社会福祉課 学校教育課
2) 特別支援教育の充実 ◆支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けて、学校・家庭・地域・行政が連携して、特別支援教育の整備を進め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するための適切な指導や必要な支援を行います。 ◆特別支援教育の充実のため、教職員の資質向上を図るほか、特別支援教育コーディネーターや支援ヘルパー等と連携した支援を進めます。 ◆市内の私立幼稚園との連携を図ります。	学校教育課
3) 教育の場における合理的配慮 ◆教育の場において、障がいのある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。	学校教育課
4) 校内支援体制の充実 ◆障がい児の適正就学を図るため、就学支援委員会を開催し、適正就学の指導を行うほか、保護者への相談対応等を行います。 ◆巡回障がい児就学相談会を行うほか、特別支援教育指導コーディネーターによる学校、保護者への指導・助言等を行います。	学校教育課
5) 交流教育の推進 ◆健常児と障がい児の交流教育を推進し、幼少期及び学童期からの福祉意識の向上を図ります。	学校教育課
6) 保幼小の移行支援の充実 ◆母子保健、認可保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校で、障がいのある子や気になる子の情報連絡の共有を図るため、保幼小における移行支援の実施・充実により、子どもたちの育ちの様子を小学校に繋げるように進めます。	保育こども園課、社会福祉課、学校教育課、健康推進課
(2) 学校施設のバリアフリー	
1) 既存施設の改善 ◆既存の公共施設のバリアフリー化については、改修が必要な箇所の把握を行い、計画的に改修するように努めます。 ◆未実施の学校施設については、障がい児の就学状況をみながら、適宜バリアフリー化の改修を行います。	施設管理者 学校教育課

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	
1) 多様な学習機会の充実 ◆生涯学習関連の各種講座を継続するとともに、障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。 ◆特別支援学校での読み聞かせ・紙芝居等、読書にかかわる団体との交流を進めるほか、その他の取り組みについて検討を行います。	生涯学習課
2) 図書館利用の利便向上 ◆中央図書館の障がい者利用を促進するため、広報いとまんや図書館だよりによる周知を図ります。 ◆「音声・拡大読書機」などの読書補助具について周知を図るほか、今後も新たな読書補助具を導入するよう努めます。	中央図書館

2. 雇用、就業、経済的自立の支援

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 総合的な就労支援	
1) 一般就労の支援体制の構築 ◆地域自立支援協議会における仕事部会において、障がい者雇用、定着支援等についての市の方向性の協議を進めます。 ◆市内の就労支援事業所による連絡会を開催し、行政も加わり、市の障がい者雇用の実態把握や就労支援体制の構築を目指します。 ◆障がい者就労支援事業所の合同説明会を今後も継続して開催し、職場の理解を推進します。	社会福祉課
2) 就労移行支援と定着支援の推進 ◆就労移行支援からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、平成30年度に創設された「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。	社会福祉課
(2) 障がい者雇用の促進	
1) 障がいに関する職場の理解促進、人権擁護の推進 ◆関係課及び商工会等と連携し、市内企業に対し、障がい者の雇用について理解と協力を呼びかけます。 ◆雇用差別など障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、人権侵害等に関する相談体制の充実に努めます。 ◆職場に対し、障害特性等に関する理解を促す啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。	社会福祉課、商工観光課、市民生活課
2) 公的機関における雇用機会の確保 ◆市における障がい者雇用について、法定雇用率を遵守していきます。 ◆関係機関との連携・協力体制のもと、公共施設の管理等委託業務の確保による障がい者の就労機会の拡充を図ります。 ◆就労支援事業所等との連携による障がい者の職場体験（実習）受け入れを行います。	社会福祉課
3) 一般企業・事業所等の雇用促進 ◆企業に障がい者への理解を深めてもらうため、障がい者雇用の成功例を紹介し、継続的な障がい者雇用につながる企業内の人材育成に役立てます。 ◆就業専門員（コーディネーター）の配置を検討します。 ◆建設工事入札参加資格審査や等級格付け基準で、障がい者雇用の加点以外に、障害福祉サービス事業所からの物品購入、役務等の就労委託等を契約した場合に加点する制度の周知を図り、障がい者雇用への理解を深めていきます。 ◆障がい者を実習生として受け入れている企業等の紹介などにより、企業が協力しやすい土壌を作っていきます。	社会福祉課、商工観光課

4) 障がい者雇用に関する助成制度の利用促進 ◆障がい者雇用の際の各種助成制度について企業への周知を図ります。	社会福祉課、商工観光課
(3) 福祉的就労の底上げ	
1) 就労継続支援の提供量確保 ◆一般雇用が難しい障がい者の就労機会の確保を図るため、就労継続支援事業の支給量の確保に努めます。	社会福祉課
2) 福祉的就労の底上げ ◆就労継続支援B型事業所の工賃の向上や市内就労支援事業所の連携による共同受注、経営力強化などを進め、福祉的就労の底上げを図ります。	社会福祉課
(4) 経済的自立の支援	
1) 特別障害者手当の支給 ◆在宅の重度障がい者に対し、著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	社会福祉課
2) 障害児福祉手当の支給 ◆在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいによって生ずる特別の負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	社会福祉課
3) 特別児童扶養手当の支給 ◆20歳未満の身体や精神に障がいのある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給を行います。	こども未来課
4) 自立支援医療の適正利用の促進 ◆自立した日常生活に必要な医療を給付するとともに、制度の周知に努めます。	社会福祉課
5) 重度心身障害者(児)医療費助成の推進 ◆障がい者(児)の医療に係る経済的負担の軽減を図るため、重度心身障がい者(児)の医療費の助成と制度の周知を図ります。	社会福祉課
6) 生活福祉資金貸付制度の周知 ◆低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付け等を行う本事業について周知を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

3. 文化芸術、スポーツ、余暇活動等の充実

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 文化芸術活動の促進	
1) 障がい者の芸術、文化活動の充実 ◆障がい者の趣味や生きがいをづくりを推進するため、地域生活支援事業の「芸術文化活動振興」等を活用し、日頃の文化芸術活動の発表や展示等の機会を確保します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実	
1) スポーツ・レクリエーション活動内容の充実 ◆障がい者が参加するスポーツ教室は、指導員を増員して対応するとともに、障がい者向けの講習会や研究会等により、指導員の資質向上を図ります。	社会体育課
2) スポーツ施設の利便向上 ◆市内のスポーツ施設のバリアフリー化に努め、障がい者が利用しやすいつくりとなるように図ります。 ◆公園については市の施設長寿命化計画にもとづき、西崎運動公園等の改修等を計画的に進めます。	社会体育課 都市計画課
(3) 障がい者関係団体の活動支援	
1) 障がい者団体等の加入・結成の促進 ◆各種団体や機関、市社会福祉課のホームページ等を通じて、当事者団体や家族会の活動を紹介し、加入促進を図ります。	社会福祉課
2) 障がい者団体の活動支援 ◆引き続き、活動の場の確保や活動資金の助成を通じ、障がい者関連団体の活動を支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
(4) 障がい者の地域参加、交流の機会確保	
1) 障がい者の地域参加の機会づくり ◆地域の公民館や空き家活用等により、障がい者が集い交流したり、様々な活動をするための拠点確保を図ります。 ◆社会福祉協議会の「ふらっと」や「ふらっと こうえん前」の“気軽に集える場”を障がい者に周知し、地域参加や地域住民との交流が増えるように図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 障がい者のボランティア活動への参加促進 ◆障がい者がボランティアに参加する機会づくりを促進し、地域での役割を持つとともに、地域住民の障がいへの理解や障がい者との交流機会確保を図ります。 ◆促進にあたっては、市社会福祉協議会と連携を図るほか、地域活動支援センターやサービス事業所への働きかけを行います。	社会福祉課 (社会福祉協議会)



施策・3 バリアフリーなまちづくりの推進

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	
1) 権利擁護の体制強化 ◆権利擁護を必要とする障がい者の増加に対応するため、権利擁護の体制強化について検討し、検討結果に基づいて推進します。 ◆障がい者の権利擁護のために、相談支援事業の充実と地域の相談員である民生委員・児童委員への情報提供、研修等により、権利擁護に関する相談と関係機関へのつなぎを強化します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進 ◆知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な障がい者の成年後見制度の利用を支援するため、成年後見制度利用支援事業の周知及び市長後見手続きや後見人への報酬助成を行い、必要とする方の制度利用を支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
3) 法人成年後見の実施検討 ◆判断力が不十分になった時に、法律面や生活面で支援する成年後見制度について、法人としての成年後見の実施を検討します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
4) 日常生活自立支援事業の利用促進 ◆平成 29 年度現在、本事業は豊見城市社協が基幹型として実施していますが、平成 31 年度から全市町村型への移行が予定されているため、市社協と調整しながら、権利擁護の体制強化とともに本事業の推進方策についても検討と実施を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
5) 障がい者虐待の予防や早期発見、早期対応の充実 ◆障がい者の虐待防止や虐待への早期対応を図るため、市の障がい者虐待防止センターや障害者虐待防止ネットワーク会議の強化、関係機関との連携を進めます。	社会福祉課 こども未来課 介護長寿課
6) 権利擁護や障がい者虐待の防止に関する普及・啓発 ◆障がい者の権利擁護や虐待の防止及び「障害者虐待防止法」に関して、市民への周知・理解を図るため、啓発パンフレットや市民向け講演会、施設従事者向け研修会等を開催するなど、積極的な普及啓発を行います。	社会福祉課

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	
1) 差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発 ◆障害者差別解消法やその基本指針等に基づき、障がい者を理由とする不当な差別的扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供を徹底することなど、障がい者を理由とする差別の解消に向けて着実な取り組みが進むよう、普及啓発を図ります。 また、障がいのある女性、子ども、高齢者については、障がいに加えてさらに複合的な困難な状況に置かれる場合があります。こうした観点も念頭に置き、きめ細かな配慮や支援を行うよう啓発します。 沖縄県が平成26年4月から施行した「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の周知・啓発活動の取り組みについて、県と連携しながら進めます。	社会福祉課
2) 市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進 ◆市の事務・事業の実施に当たっては、障がい者が必要とする社会的障壁を除去するため、建物等のバリアフリー化、情報の取得・利用・発信におけるバリアフリー向上のための施策、市職員への研修等による周知等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。	総務課 人事課
3) 職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進 ◆障害に関する職場の理解及び共に働く環境づくりを図るため、職場での障がい者への差別禁止、就労に係る合理的配慮を徹底するよう促します。	社会福祉課
(3) 障がい者への理解・啓発の推進	
1) 障がい者週間による啓発広報の充実 ◆毎年12月3日から9日までの「障がい者週間」について、イベントの充実と開催の周知徹底を市民に対して行い、より多くの市民が参加することで障がい者への理解の機会となるように努めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 各種広報誌、マスメディア等の活用 ◆福祉保健概要を作成し、ホームページに掲載して周知に努めます。 ◆市社会福祉課等のホームページを通じて情報提供を進めるため、適宜更新を図っていきます。 ◆市広報での障がい者関連の特集などを掲載し、市民のバリアフリーな意識の向上を図ります。 ◆FMたまんや市広報等を活用し、充実した広報活動に努めます。	社会福祉課
3) 各種交流イベントの開催 ◆障がい者スポーツ・レクリエーションに関する情報を収集し、関係機関と連携して取り組みます。 ◆芸術・文化イベントについて、年に数回開催し、障がい者の日頃の成果発表の機会とともに、市民が障がい者とふれあう機会をより多く持てるように検討します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

(4) 福祉教育の推進	
1) 学校における福祉教育の充実 ◆福祉体験、福祉講話など、学校における福祉教育について、各学校と社会福祉協議会の連携により今後も継続して実施します。 ◆また、障がい者への手助けの仕方を学ぶ機会を設け、障害の理解を図るとともに、支え合いによる共生社会の実現に寄与します。 ◆健常児と障がい児の交流教育を推進し、幼少期及び学童期からの福祉意識の向上を図ります。	学校教育課 社会福祉課 (社会福祉協議会)
2) 一般の福祉教育の充実 ◆障がい者に対する市民の理解を深めるため、福祉に関する講演会、研修会を計画します。 ◆職員が講師となる出前講座、市民が講師となる生涯学習ボランティア講座を積極的に周知し、受講を呼びかけます。	社会福祉課 (社会福祉協議会) 生涯学習課

2. 安全安心な生活環境の整備

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 住宅の確保	
1) 障がい者に配慮した公営住宅の整備・改善 ◆市営住宅の建設、建替えの際にはバリアフリー化及び手すりの設置や車いす対応など、障がい者にやさしい作りとするように努めます。	建設課
2) 公営住宅への優先的入居の検討 ◆公営住宅への障がい者の優先入居について、関係課と調整を図りながら検討を進めていきます。	建設課 社会福祉課
3) 居住サポート事業の充実と周知（再掲） ◆保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続して実施します。 ◆本事業について、アパート管理者、不動産業者に障がい者への周知広報・説明会を開催するなど、障がい者の地域移行、居住サポートについて理解の促進を図ります。	社会福祉課
4) 住宅改修についての周知 ◆日常生活用具において住宅改修費の給付があることを周知し、利用促進を図ります。	社会福祉課
5) グループホームの推進（再掲） ◆障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、提供量の確保を図ります。	社会福祉課
(2) 障がい者に配慮したまちづくりの推進	
1) 沖縄県福祉のまちづくり条例の普及	都市計画課 建設課

◆「沖縄県福祉のまちづくり条例」の周知徹底を図るとともに、公共施設のバリアフリー化を推進します。 ◆民間の特定建築物については、障がい者等の利用に配慮するように促します。	社会福祉課
2) 道路環境におけるバリアフリーの推進 ◆市民に対し、広告物や駐車等障害物のない歩道の確保に関する意識の啓発を行います。 ◆道路の段差解消等、道路環境におけるバリアフリーについても推進します。 ◆公共及び民間事業所の障がい者用駐車スペースについて適正利用を呼びかけ、障がい者への利用が配慮されるように啓発を図ります。	都市計画課 建設課 社会福祉課
3) 移動支援の充実 ◆障害福祉サービスの行動援護、同行援護及び地域生活支援事業の移動支援を提供することにより、個別支援型での移動支援を行います。 ◆「いとちゃんバス」等の実施により、交通手段の確保を図ります。	社会福祉課 政策推進課
4) 既存施設の改善 ◆既存の公共施設のバリアフリー化については、改修が必要な箇所の把握を行い、計画的に改修するように努めます。 ◆未実施の学校施設については、障がい児の就学状況をみながら、適宜バリアフリー化の改修を行います。	施設管理者 学校教育課
5) 障がい者福祉マップの作成 ◆自立支援協議会等を活用し、市内のバリアフリー調査を行い、障がい者福祉マップを作成します。 ◆福祉マップを福祉のしおりに入れて障がい者に告知し、マップの活用を図ります。 ◆インターネットや携帯アプリなど、ITを活用したマップ情報の収集・発信を検討し、市内の障がい者のみならず、観光客等の利用も視野に入れた福祉マップ作成に努めます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
6) 手話・点字等の公的施設での普及 ◆市庁舎（社会福祉課）に手話通訳者を設置します。 ◆手話通訳奉仕員養成講座を今後も継続して実施します。 ◆市の行事等に手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣するよう、関係機関への周知を図っていきます。 ◆音訳ボランティアの協力等を得ながら、音声での案内発信など、視覚障がい者に対する対応についても実施を検討・研究します。 ◆関係機関と協力して利用者の掘り起こしを図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
(3) ボランティア活動等の推進	
1) 多様なボランティアの養成 ◆社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティアの登録、ボランティアの依頼を受け、ボランティアの派遣にかかる調整を図ります。 ◆多くの市民がボランティアに参加できるように情報提供等を行っていきます。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

◆ボランティア応援センター「ふらっと」における身近な場所でのボランティア活動支援を今後も継続するとともに、障がい者によるボランティア参加の機会も設けていきます。 ◆ボランティア協力校との連携によるボランティア活動の推進を図ります。	
2) ボランティア活動の支援 ◆ボランティアセンターに登録している団体への助成を継続します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
3) 障がい者のボランティア活動への参加促進(再掲) ◆障がい者がボランティアに参加する機会づくりを促進し、地域での役割を持つとともに、地域住民の障がいへの理解や障がい者との交流機会確保を図ります。 ◆促進にあたっては、地域活動支援センターやサービス事業所への働きかけを行います。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

3. 防災、防犯等の推進

<具体的な取組内容・個別施策>

施策内容	担当課
(1) 防災対策の推進	
1) 緊急時の対応システムの充実 ◆聴覚障がい者の緊急通報に対応した、FAXによる119番通報やEメールによる緊急通報について周知を図ります。	消防本部 社会福祉課
2) 地域防災計画に基づいた避難行動要支援者防災対策の推進 ◆地域防災計画に基づき、災害時における要援護者への詳細な情報提供、避難等について対策を進めます。 ◆要援護者の支援連絡体制マニュアルに基づき、関係機関と連携した支援体制、緊急時の対応を行います。 ◆避難行動要支援者支援計画に基づき、避難支援が必要な方の登録を今後も進めるとともに、対象者ごとの「個別計画」を策定し、社協や自治会、民生委員と連携し、災害時にサポートできる仕組みを構築していきます。 ◆地域に避難行動要支援者が居住することを知らせるため、地域ぐるみで要援護者も参加した防災訓練の実施を検討します。	総務課 消防本部 社会福祉課 (社会福祉協議会) 介護長寿課 健康推進課
3) 防災意識の向上 ◆自主防災組織の立ち上げの支援及び活動促進を図り、地域における防災意識の向上を図ります。 ◆当事者団体、家族会等に向けた防災講演を行い、知識の普及に努めます。	総務課
4) 福祉避難所の確保 ◆一次避難所（一般の避難所）で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な障がい者等向けに設けられる福祉避難所の確保を図ります。	総務課 社会福祉課
(2) 防犯対策の推進	
1) 防犯思想の普及と消費者啓発 ◆国民生活センター等の提供している消費者啓発活動の周知を図ります。 ◆防犯上のノウハウ等、安全確保に必要な情報提供を警察と連携して、当事者への周知を図ります。	市民生活課

